

その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該情報基盤強化設備等につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十五第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十五第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、

第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第二項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

8 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度

額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四

十二条の十一第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十二条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12 第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第六項又は第七項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第六項又は第七項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第六項の規定の適用を受ける情報基盤強化設備等に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二第一項中「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人」を「第四十二条の四第六項に規定する中小企業者」に改め、同条第七項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改める。

第四十三条第一項中「第三号」を「第二号」に、「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改め、「。以下この項において「基準取得価額」という。」及び「以下この項において同じ。」を削り、同項後段を削り、同項の表の第一号の上欄中「（畜産業を営む法人については、政令で定める法人に限る。）」を削り、同号の中欄中「ものを」を「もの並びに次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するものを」に改め、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号を削り、同条第二項中「添附」を「添付」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	期 間	資 産	割 合
一 大規模地震対策特別措置法第二条 第四号に規定する地震防災対策強化 地域その他の地震防災のための対策 を緊急に推進する必要があると認め	昭和六十二年四月一日 から平成十九年三月三 十一日まで	当該機械及び装置その 他の減価償却資産	百分の八

られる区域として政令で定める区域 内において、地震防災に資する機械 及び装置その他の減価償却資産で政 令で定めるものを事業の用に供する 法人で、地震防災のための対策を早 急に講ずる必要があるものとして政 令で定めるもの		
二 建築物の耐震改修の促進に関する 法律第六条に規定する特定建築物 (同法第二条第一項に規定する耐震 診断により同条第二項に規定する耐 震改修(以下この号において「耐震 改修」という。)が必要とされたも	平成十八年四月一日か ら平成二十年三月三十 一日まで	当該特定建築物の部分 について同法第十条に 規定する計画の認定を 受けた計画に基づき行 う耐震改修のための工 事の施行に伴って取得
		百分の十

のに限る。)を有する法人で、当該
特定建築物の耐震改修につき同法第
二条第三項に規定する所管行政庁の
同法第七条第二項の規定による指示
を受けていないもの

し、又は建設する当該
特定建築物の部分

第四十四条の二第一項中「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改める。

第四十四条の三を削り、第四十四条の四を第四十四条の三とし、第四十四条の五を削る。

第四十四条の六第一項中「平成十八年五月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項の表
の第一号中「電気通信事業法」の下に「(昭和五十九年法律第八十六号)」を加え、「(有線テレビジ
ョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるもの
については、百分の十)」を削り、同表の第二号中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同条を第二十
四条の四とする。

第四十四条の七第一項中「(同表の第四号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一

日)」及び「及び同表の第四号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるもの」を削り、同項の表の第四号を削り、同条を第四十四条の五とする。

第四十四条の八を第四十四条の六とする。

第四十四条の九第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「(第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)」を削り、同項第二号を次のように改め、同条を第四十四条の七とする。

二 生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の

十四

第四十五条の二第二項第一号中「第七条第二十三項」を「第八条第二十六項」に改める。

第四十六条の二第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項の表に次の一号を加える。

五 航空法第二条第十七項に規定する航空運送事業(一の地点と他の	当該事業用の航空機のうち政令で定める規模のもので、身体障害者その他これに準ず	百分の二十
---------------------------------	--	-------

地点との間に路線を定めて一定の 日時により航行する航空機により 行うものに限る。）を営む法人	る者の利用に資するものとして政令で定め るもの
---	------------------------------------

第四十六条の二第三項第三号を次のように改める。

三 雇用障害者数 当該事業年度終了の日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第五号に規定する重度知的障害者、同法第七十条第一項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法第七十二条の六に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

第四十六条の三の見出しを「（農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、適用事業年度終了の日において平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十

三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この項において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第四項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この項において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合には、当該適用事業年度終了の日において当該法人の有する農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業経営改善計画（以下この項において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用事業年度にあつては、これらの減価償却資産のうち当該新農業経営改善計画に係る次項に規定する適用期間開始日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの減価償却資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十に相当する

金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

一 当該農業経営改善計画に従つて取得等(所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号及び次号において同じ。))の取得(贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立による取得を除く。第三号及び第四号において同じ。))又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員、株主又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地に係るものその他の政令で定めるものを除く。))を受ける行為をいう。次号において同じ。)をした同項第一号に規定する農用地(次号において「農用地」という。)の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

二 当該農業経営改善計画に従つて取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの及び当該農業生産法人が所有権又は使用収益権を有する農用地で当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したものの面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用

地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。

三 施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下この号において同じ。）の用に供される施設（財務省令で定めるものに限る。）で当該農業経営改善計画に従つて取得又は製作若しくは建設をしたものの敷地の用に供される土地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営んでいること。

四 当該農業経営改善計画に従つて取得若しくは建設をした畜舎（政令で定める家畜に係るものに限る。）の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えていること又は当該農業経営改善計画に従つて増加させた家畜（政令で定めるものに限る。）の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従つて政令で定める畜産用の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。

2 前項に規定する適用事業年度とは、同項各号に掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日を含む事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日。以下この項において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日ま

での期間（前項に規定する新農業経営改善計画にあつては、同項に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び前項第四号に掲げる要件を満たす場合における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）をいう。

第四十六条の四を削る。

第四十七条第一項を次のように改める。

法人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において同法第二十八条に規定する認定計画に基づき建築される賃貸住宅で政令で定めるもの（以下この項及び次項におい

て「中心市街地優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は中心市街地優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該中心市街地優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該中心市街地優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十六（当該中心市街地優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおいて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十七条第二項中「特定優良賃貸住宅」を「中心市街地優良賃貸住宅」に改める。

第四十八条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「損金経理」の下に「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を加える。

第五十二条の二第一項中「第四十三条から第四十四条の二まで、第四十四条の三第一項、第四十四条の四若しくは第四十四条の六から第四十八条まで」を「若しくは第四十三条から第四十八条まで」に改める。

第五十二条の三第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項中「」には「を」において「に改め、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第三項中「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備

金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第四項中「損金経理の方法」を「これらの規定に規定する方法」に改め、同条第五項及び第六項中「積み立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第五十三条第一項第二号中「、第四十三条から第四十四条の四まで又は第四十四条の六から第四十八条まで」を「又は第四十三条から第四十八条まで」に改める。

第五十五条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第十五条の二第二項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第二項第五号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第六号イ及びロ中「資本若しくは出資」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同条第三項及び第四項中「積み立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み

立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め、同条第七項中「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十五条の六第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め、同項の表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「当該法人の当該事業年度終了の日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき」を削り、「同項第三号ロ」を「同項第二号ロ」に改め、同条第四項中「、廃棄物最終処分場」、「最終処分災害防止費用」及び「、当該廃棄物最終処分場」

を削り、同条第五項中「により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「により当該岩石採取場」に改め、同項第一号中「、当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分」を削り、「当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「当該岩石採取場」に改め、同項第二号中「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同項第三号中「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失った場合」及び「、当該許可が取り消され、若しくは効力を失った日」を削り、同条第九項中「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十五条の七第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め、同条第七項中「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め

る。

第五十六条第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「当該事業年度の」を「当該適用事業年度の」に改める。

第五十六条の二を削る。

第五十七条第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第四項中「積み立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第五十七条の三第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「当該積み立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十七条の四第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削る。

第五十七条の五第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立て